

千葉県はいじめ問題の状況について

1 平成25年度の千葉県のいじめ問題の状況

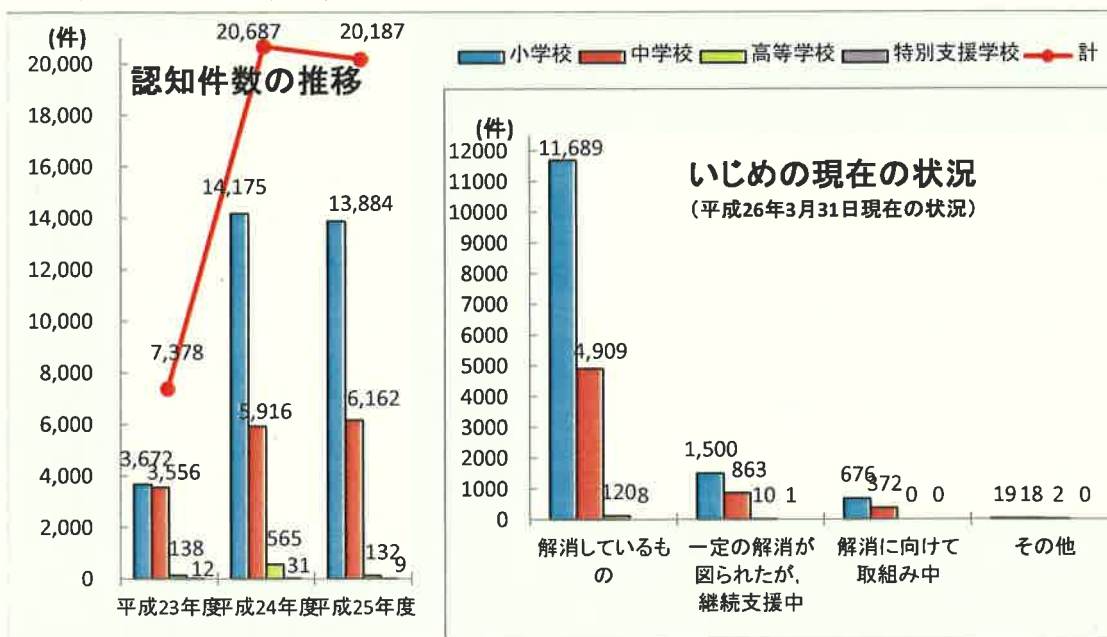
(平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」)

(1) いじめの認知件数(千葉県国公立)

	区 分	公立学校 総数	うち認知校数及び 割合(%)		認知件数	増減[%]	一校平均 件数
			校数	割合(%)			
小学校	平成23年度	838	444	53.0%	3,672	—	4.4
	平成24年度	837	658	78.6%	14,175	10503【 286.0%】	16.9
	平成25年度	828	581	70.2%	13,884	△291【△ 2.1%】	16.8
中学校	平成23年度	382	311	81.4%	3,556	—	9.3
	平成24年度	383	358	93.5%	5,916	2360【 66.4%】	15.4
	平成25年度	382	331	86.6%	6,162	246【 4.2%】	16.1
高等学校	平成23年度	149	57	38.3%	138	—	0.9
	平成24年度	149	79	53.0%	565	427【 309.4%】	3.8
	平成25年度	150	49	32.7%	132	△433【△76.6%】	0.9
特別 支援 学校	平成23年度	34	6	17.6%	12	—	0.4
	平成24年度	35	9	25.7%	31	19【 158.3%】	0.9
	平成25年度	37	6	16.2%	9	△22【△71.0%】	0.2
計	平成23年度	1,403	818	58.3%	7,378	—	5.3
	平成24年度	1,404	1,104	78.6%	20,687	13309【 180.4%】	14.7
	平成25年度	1,397	967	69.2%	20,187	△500【△ 2.4%】	14.5

※平成25年度の全国の認知件数は、185, 860件で、平成24年度(198, 109件)に比べ、12, 249件減少した。

※1, 000人あたりの認知件数は、千葉県では31. 2件だった全国13. 4件)。



※いじめの定義(平成25年度一部改訂)

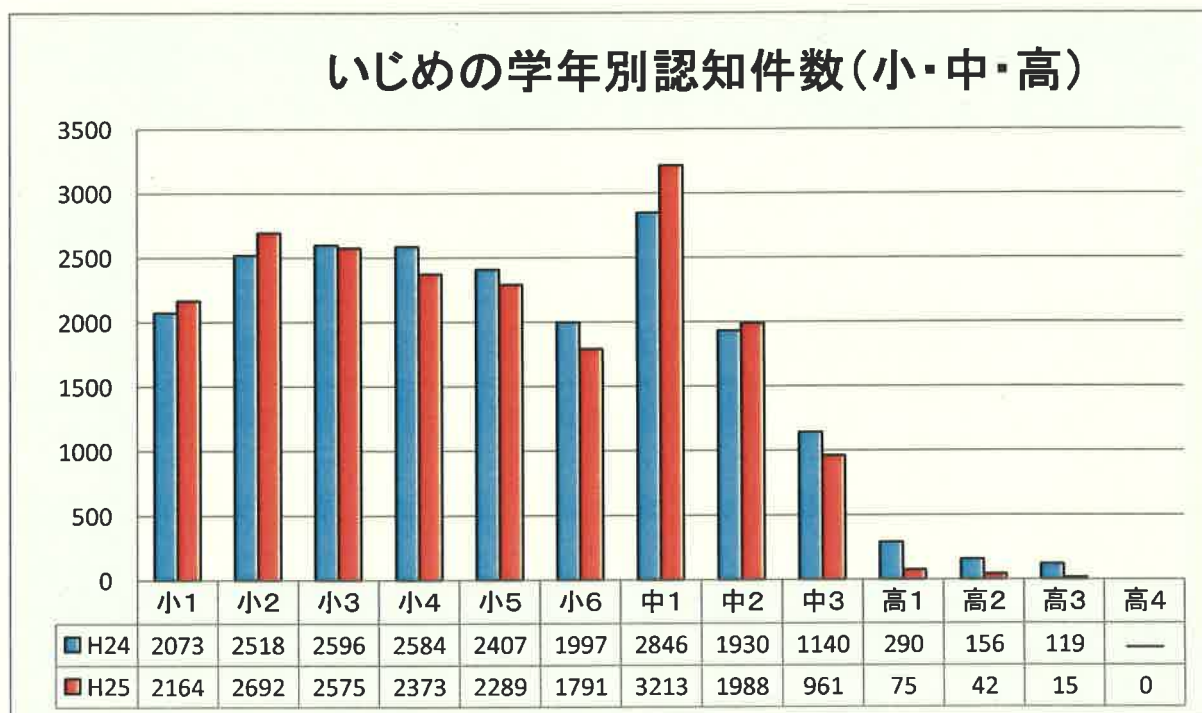
本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

(単位:件)

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子	1,205	1,571	1,439	1,289	1,295	989	7,788
	女子	959	1,121	1,136	1,084	994	802	6,096
	小計	2,164	2,692	2,575	2,373	2,289	1,791	13,884
中学校	男子	1,822	1,115	510	—	—	—	3,447
	女子	1,391	873	451	—	—	—	2,715
	小計	3,213	1,988	961	—	—	—	6,162
高等学校	男子	50	33	9	0	—	—	92
	女子	25	9	6	0	—	—	40
	小計	75	42	15	0	—	—	132
小学部	男子	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
中学部	男子	0	0	0	—	—	—	0
	女子	0	0	0	—	—	—	0
	小計	0	0	0	—	—	—	0
高等部	男子	4	3	1	—	—	—	8
	女子	0	0	1	—	—	—	1
	小計	4	3	2	—	—	—	9
特別支援学校計		4	3	2	0	0	0	9
合計		5,456	4,725	3,553	2,373	2,289	1,791	20,187



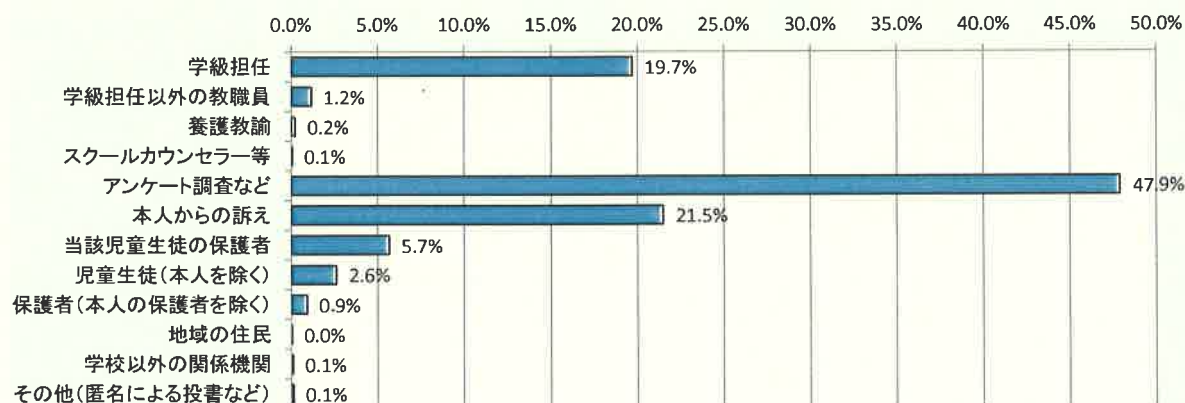
(注)平成25年度より高等学校定時制課程等の4年生以上を4年生として扱う。

(3) いじめの発見のきっかけ

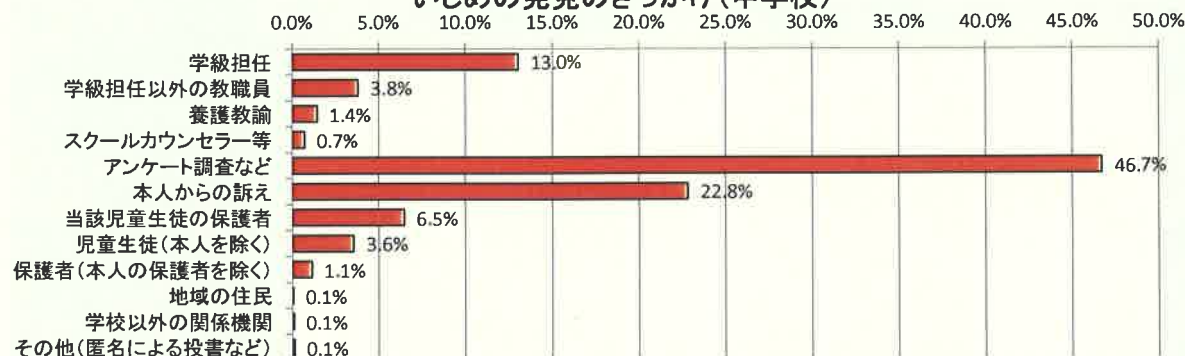
(単位:件)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
学校の教職員等が発見	9,590	4,050	83	3	13,726	
内訳	学級担任	2,737	803	16	2	3,558
	学級担任以外の教職員	162	235	8	1	406
	養護教諭	33	89	1	0	123
	スクールカウンセラー等	7	44	0	0	51
	アンケート調査など	6,651	2,879	58	0	9,588
学校の教職員以外からの情報により発見	4,294	2,112	49	6	6,461	
内訳	本人からの訴え	2,984	1,407	22	5	4,418
	当該児童生徒の保護者	787	398	13	1	1,199
	児童生徒(本人を除く)	360	219	11	0	590
	保護者(本人の保護者を除く)	126	70	2	0	198
	地域の住民	4	4	0	0	8
	学校以外の関係機関	14	6	1	0	21
	その他(匿名による投書など)	19	8	0	0	27
計	13,884	6,162	132	9	20,187	

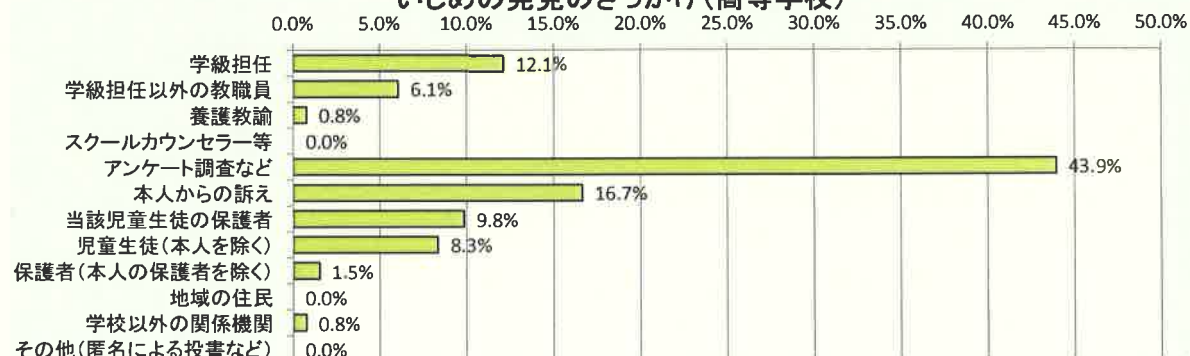
いじめの発見のきっかけ(小学校)



いじめの発見のきっかけ(中学校)



いじめの発見のきっかけ(高等学校)

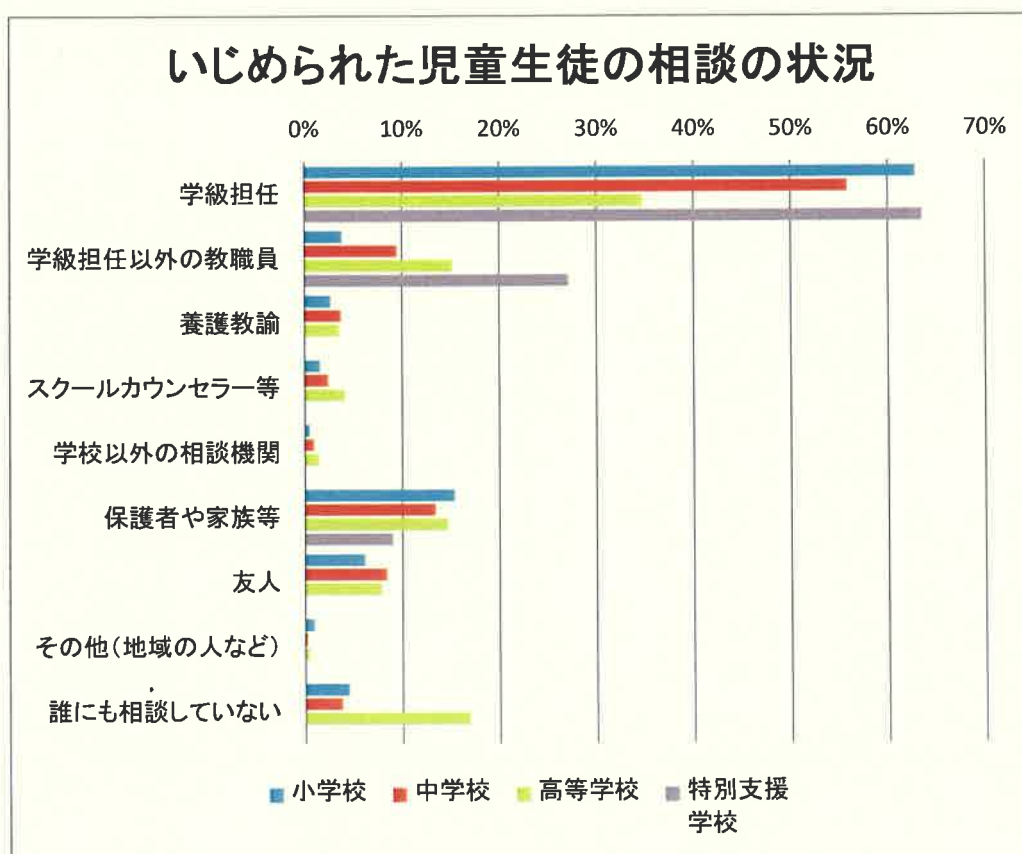


(4) いじめられた児童生徒の相談の状況

(単位:件)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任	10,645	4,624	66	7	15,342
学級担任以外の教職員	683	801	29	3	1,516
養護教諭	478	326	7	0	811
スクールカウンセラー等	299	216	8	0	523
学校以外の相談機関	114	94	3	0	211
保護者や家族等	2,628	1,121	28	1	3,778
友人	1,065	708	15	0	1,788
その他(地域の人など)	187	31	1	0	219
誰にも相談していない	789	329	32	0	1,150
計	16,888	8,250	189	11	25,338

(注)複数選択を可としている。

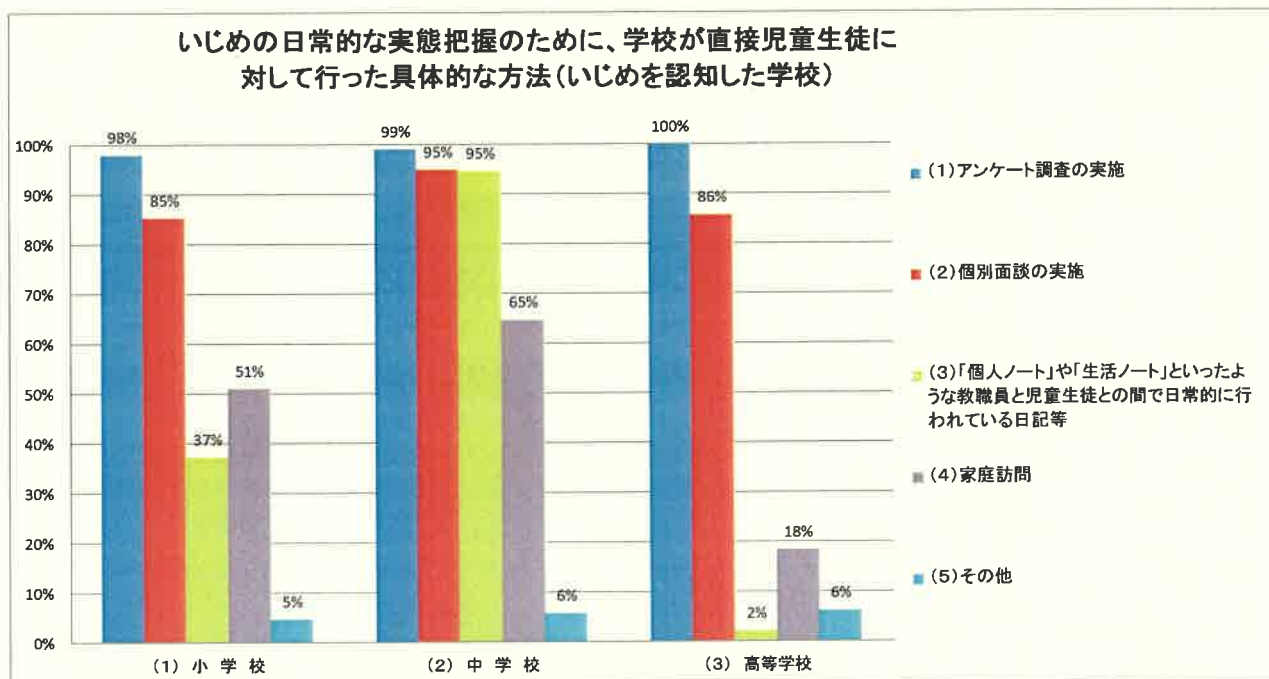


(5) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(複数回答)

(単位：校)

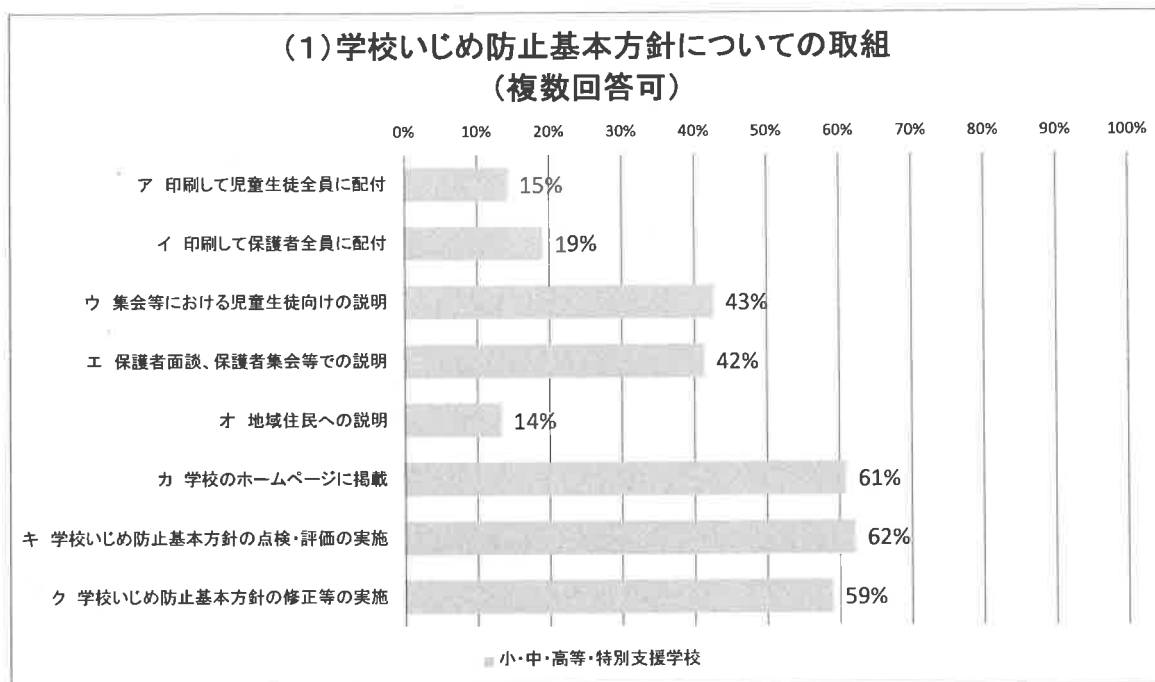
区 分	(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校		(5) 計		
	いじめを認知した学校(A)	いじめを認知していない学校(B)	いじめを認知した学校(A)	いじめを認知していない学校(B)	いじめを認知した学校(A)	いじめを認知していない学校(B)	いじめを認知した学校(A)	いじめを認知していない学校(B)	いじめを認知した学校(A)	いじめを認知していない学校(B)	
(1) アンケート調査の実施	569	238	328	50	49	101	4	18	950	407	
① 実施頻度	ア 年1回	50	32	12	7	15	48	4	10	81	97
	イ 年2～3回	412	181	235	38	32	48	0	8	679	275
	ウ 年4回以上	107	25	81	5	2	5	0	0	190	35
② 調査方法	ア 記名式	420	149	230	33	19	24	2	7	671	213
	イ 無記名式	100	61	70	12	10	30	1	5	181	108
	ウ 選択式	127	46	85	7	23	51	1	6	236	110
(2) 個別面談の実施	495	213	314	49	42	82	5	16	856	360	
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	216	125	313	51	1	5	1	13	531	194	
(4) 家庭訪問	296	128	214	35	9	11	1	5	520	179	
(5) その他	27	9	19	4	3	3	1	0	50	16	
(6) 計	1,603	713	1,188	189	104	202	12	52	2,907	1,156	



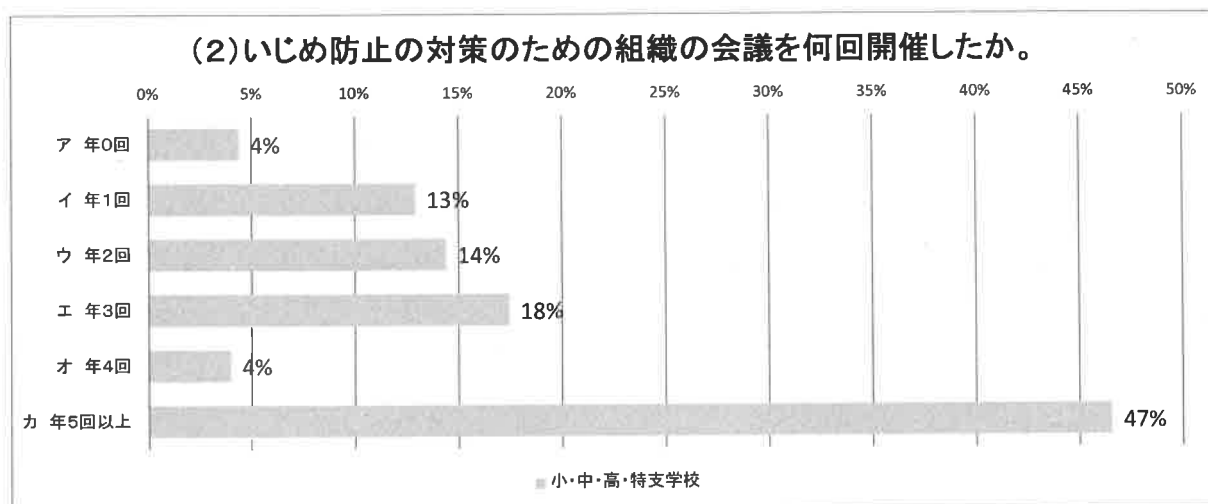
※いじめを認知した学校数をもとにした割合

2 平成26年度 いじめに関する県独自調査の結果

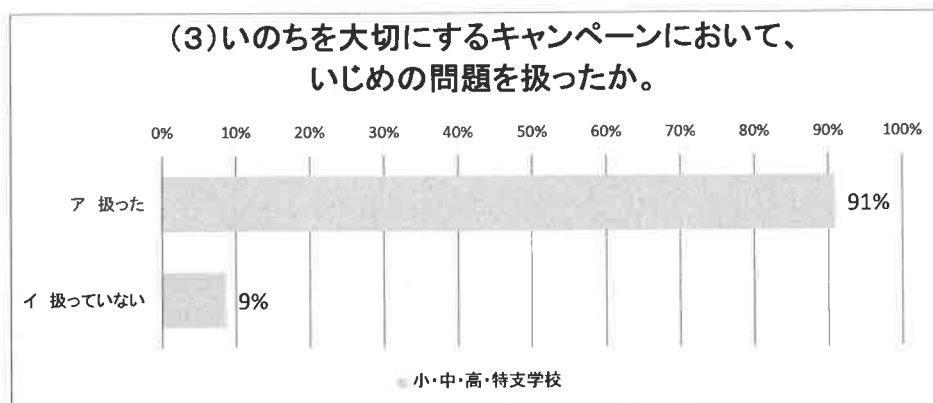
平成27年5月調査



- ・学校いじめ防止基本方針についての取組は、各学校平均3つ以上の取組をしている。
- ・学校いじめ防止基本方針の周知の方法で一番多いのが、ホームページに掲載となっている。
- ・基本方針の点検・評価及び修正の実施については、どちらについても約6割の学校が実施している。
- ・学校種の差は、あまりみられない。



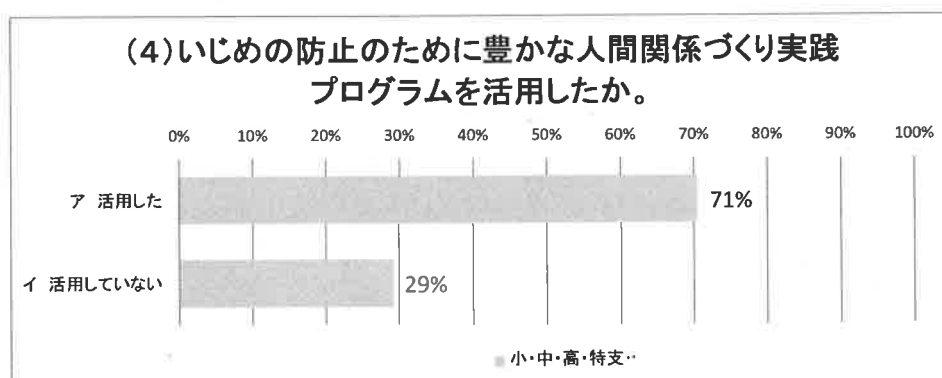
- ・いじめの防止の対策のための組織の会議を、約半数の学校が年間5回以上実施している。
- ・年間5回実施しているのは、小学校(53%)中学校(52%)と高い、一方で、高等学校(11%)特別支援学校(26%)であり、多くの高等学校や特別支援学校は1~3回と回答した。
- ・開催回数を、0回と回答した学校がわずかだがある。



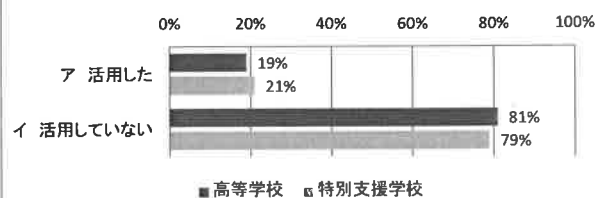
・いのちを大切にするキャンペーンにおいて、いじめの問題を扱っている学校は9割を超えている。平成26年度から、4月を「いじめ啓発強化月間」と定めたことから、この強化月間に合わせて、いのちを大切にするキャンペーンを実施した学校が増えたものと見られる。

・学校の実態に応じ、キャンペーン内容を工夫しているところも多い。

・児童生徒の主体的な活動や地域と連携した活動となるよう、各学校に啓発・支援していきたい。



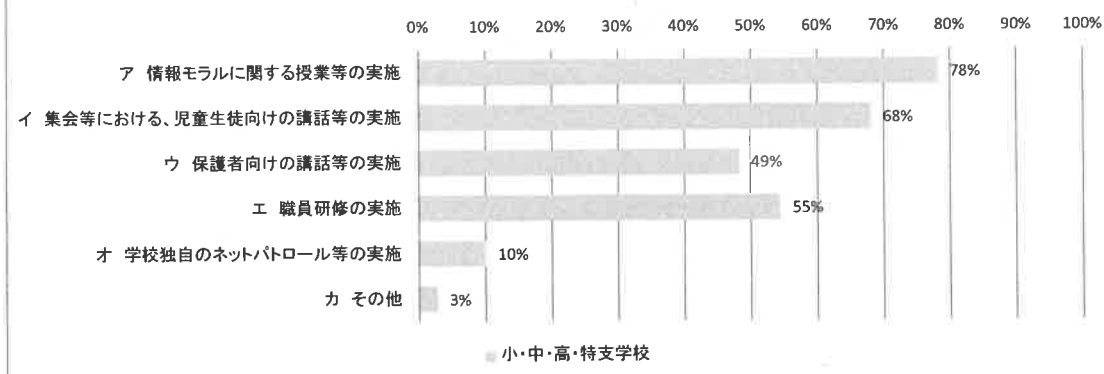
【参考】高等学校・特別支援学校の活用状況



・豊かな人間関係づくり実践プログラムは、小中学校の各学年4時間ずつのプログラムが組まれている。その中で、いじめの防止のために、豊かな人間関係づくりプログラムを活用しているのは、小学校は77%、中学校は57%であり、小中合計で、71%となった。既に、プログラムされている内容であるため、活用時期や活用方法は学校によって異なると考えられる。

・高等学校では、高等学校向けのプログラムはないものの、学校の実態や発達段階に合わせ、19%の学校で活用している。同様に、特別支援学校でも児童生徒の実態に合わせ、21%の学校で活用している。

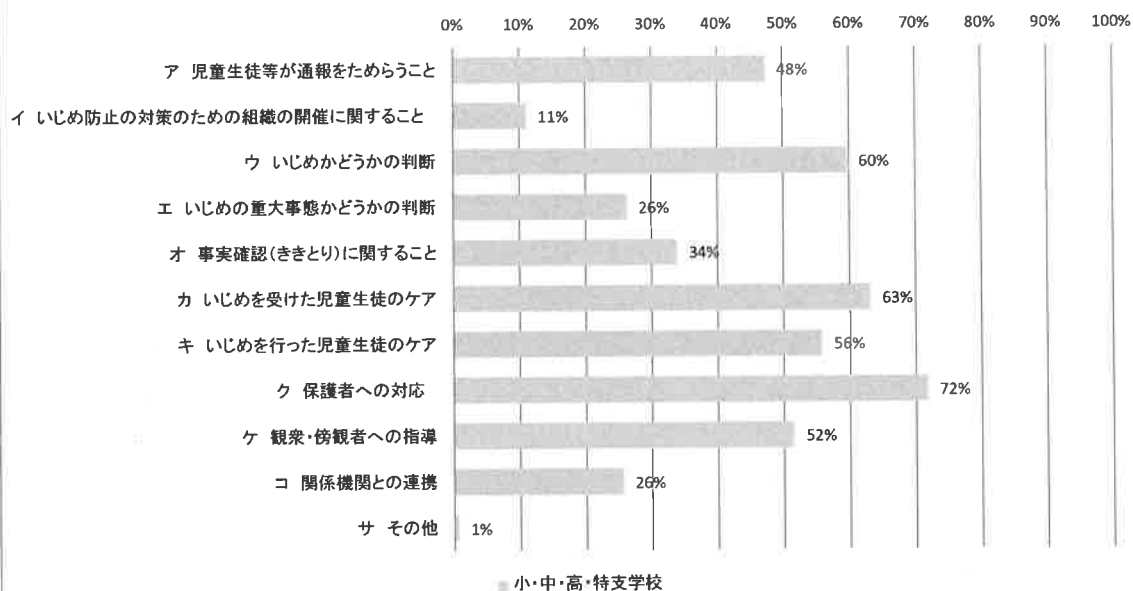
(5) インターネットを通じて行われるいじめ防止のため実施した取組(複数回答可)



・インターネットを通じて行われるいじめ防止のため実施した取組は、1校当たり中学校(平均3.1件)及び高等学校(平均2.8件)が多い。昨今のインターネットやSNSでトラブルに巻き込まれる生徒が多いことが反映されていると考えられる。

・授業や講話等では、関係団体の協力を得たりしているケースが多いと考えられる。

(6) いじめへの対応における課題は何か(複数回答)



・各学校が抱えているいじめへの対応における課題は、保護者への対応という回答が一番多かった。続いていじめを受けた児童生徒のケア、いじめかどうかの判断と続く。

・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒のケア、保護者の対応等については、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携をした対応が求められる。

いじめに関する県独自の調査 【速報値】

(1) 学校いじめ防止基本方針についての取組 (複数回答可)

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計					
ア 印刷して児童生徒全員に配付	108	15%	48	15%	16	11%	5	13%	177	15%
イ 印刷して保護者全員に配付	154	22%	61	19%	13	9%	7	18%	235	19%
ウ 集会等における児童生徒向けの説明	256	36%	170	52%	85	57%	11	29%	522	43%
エ 保護者面談、保護者集会等での説明	283	40%	152	47%	60	40%	11	29%	506	42%
オ 地域住民への説明	90	13%	52	16%	20	13%	3	8%	165	14%
カ 学校のホームページに掲載	429	61%	207	63%	94	63%	14	37%	744	61%
キ 学校いじめ防止基本方針の点検・評価の実施	440	63%	213	65%	85	57%	21	55%	759	62%
ク 学校いじめ防止基本方針の修正等の実施	416	59%	195	60%	89	60%	21	55%	721	59%
計	2176		1098		462		93		3829	

(2) いじめ防止の対策のための組織の会議を何回開催したか。

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計					
ア 年0回	30	4%	8	2%	11	7%	5	13%	54	4%
イ 年1回	76	11%	34	10%	45	30%	3	8%	158	13%
ウ 年2回	83	12%	49	15%	35	23%	9	24%	176	14%
エ 年3回	114	16%	57	17%	33	22%	9	24%	213	18%
オ 年4回	31	4%	8	2%	8	5%	2	5%	49	4%
カ 年5回以上	370	53%	170	52%	17	11%	10	26%	567	47%
計	704		326		149		38		1217	

(3) いのちを大切にしているキャンペーンにおいて、いじめの問題を扱ったか。

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計					
ア 扱った	669	95%	292	90%	119	80%	29	76%	1109	91%
イ 扱っていない	35	5%	34	10%	30	20%	9	24%	108	9%
計	704		326		149		38		1217	

(4) いじめの防止等のために豊かな人間関係づくり実践プログラムを活用したか。

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(参考) 高等学校	(参考) 特別支援学校	(3) ※小中合計					
ア 活用した	543	77%	185	57%	28	19%	8	21%	728	71%
イ 活用していない	161	23%	141	43%	121	81%	30	79%	302	29%
計	704		326		149		38		1217	

(5) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために実施した取組 (複数回答可)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計					
ア 情報モラルに関する授業等の実施	567	81%	246	75%	110	74%	31	82%	954	78%
イ 集会等における、児童生徒向けの講話等の実施	364	52%	295	90%	139	93%	33	87%	831	68%
ウ 保護者向けの講話等の実施	337	48%	215	66%	32	21%	7	18%	591	49%
エ 職員研修の実施	369	52%	192	59%	90	60%	14	37%	665	55%
オ 学校独自のネットパトロール等の実施	21	3%	64	20%	38	26%	2	5%	125	10%
カ その他	14	2%	14	4%	7	5%	2	5%	37	3%
計	1672		1026		416		89		3203	

(6) いじめへの対応における課題は何か。 (複数回答可)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計					
ア 児童生徒等が通報をためらうこと	299	42%	173	53%	91	61%	16	42%	579	48%
イ いじめ防止の対策のための組織の開催に関すること	78	11%	43	13%	15	10%	1	3%	137	11%
ウ いじめかどうかの判断	403	57%	187	57%	110	74%	28	74%	728	60%
エ いじめの重大事態かどうかの判断	179	25%	93	29%	41	28%	9	24%	322	26%
オ 事実確認(ききとり)に関すること	240	34%	106	33%	50	34%	18	47%	414	34%
カ いじめを受けた児童生徒のケア	427	61%	222	68%	97	65%	24	63%	770	63%
キ いじめを行った児童生徒のケア	399	57%	174	53%	83	56%	24	63%	680	56%
ク 保護者への対応	508	72%	242	74%	98	66%	27	71%	875	72%
ケ 観衆・傍観者への指導	361	51%	185	57%	71	48%	11	29%	628	52%
コ 関係機関との連携	190	27%	87	27%	25	17%	11	29%	313	26%
サ その他	2	0%	4	1%	2	1%	2	5%	10	1%
計	3086		1516		683		171		5456	